

# ワンウェイプラスチック削減意識啓発事業委託業務 仕様書

## 1 業務の名称

ワンウェイプラスチック削減意識啓発作成事業委託業務

## 2 業務の目的

海洋プラスチックごみ問題等の対策を契機として、令和4年4月に「プラスチック資源循環促進法」が施行され、プラスチックの資源循環の重要性が一層高まっている。

同法の施行に伴い、プラスチック製のフォーク、スプーン、ストロー、ハンガーなど特定プラスチック使用製品を提供する食品小売店や飲食店、ホテル等は、提供方法の工夫など使用の合理化のための取組みを求められることから、特定プラスチック使用製品提供事業者を支援するとともに、消費者にワンウェイプラスチック製品の利用削減を促すため、啓発ポスター等の掲示やSNS 広告により意識啓発を行う。また、県内大学と連携し、大学内の食堂やイベント等でワンウェイプラスチック製品の利用削減を呼び掛けることにより、若者の環境意識向上を図る。

## 3 委託上限額

2,550,350 円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 4 委託期間

契約締結の日から令和5年3月17日（金）までとする。

## 5 業務の内容

### (1) ワンウェイプラスチック製品の利用削減に関する普及啓発事業

#### ア 基本的な内容

- ・消費者のワンウェイプラスチック製品の利用削減を促す内容のポスター、ポップ等の啓発物を作成し、食品小売店（スーパー、コンビニ等）や飲食店、ホテル等へ配布し、掲示を依頼する。
- ・啓発物は、消費者の意識を引く効果的なデザインにすること。
- ・上記と合わせて、広く県民へ周知するため、SNS 等を活用した広報活動を行う。

#### イ 実施店舗

- ・県内の食品小売店（スーパー、コンビニ等）、飲食店、ホテル等の特定プラスチック使用製品提供事業者のうち、より多くの事業者に協力いただけるよう工夫すること（想定：500 事業所以上）。
- ・協力を依頼する特定プラスチック使用製品提供事業者は、業種の偏りが出ないように配慮すること。

#### ウ 広報活動

- ・広く県民へ周知啓発を行うため、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、交通広告、チラシ広告、街頭広告、SNS広告等のうち、2媒体以上で周知啓発を行うこと。
- ・広告は、消費者の意識を引く効果的なデザインにすること。

#### エ 事業運営

- ・ポスター、ポップ等の啓発物の作成し、事業所へ送付すること。
- ・特定プラスチック使用製品提供事業者へ、当事業への協力依頼を実施すること。
- ・その他、事業目的を達成するために効果的な業務を実施すること。

### (2) 県内大学と連携した啓発イベント実施事業

#### ア 基本的な内容

- ・県内大学と連携し、各大学の大学祭期間中に学生等が出店する飲食の屋台において、リユース食器を使用して食事等を提供することにより、大学祭でのワンウェイプラスチック製品の利用を削減するとともに、若者の環境意識向上を図る。

#### イ 想定大学

- ・県内大学は国立大学1校、私立大学1校を含む2校以上で実施すること。

#### ウ 事業運営

- ・大学祭でのリユース食器の使用の可否など、県内大学側とイベント実施にあたって必要な調整を行うこと。
- ・リユース食器の借入、返却は受託者の負担で行うこと。
- ・各大学祭で、リユース食器の回収及びワンウェイプラスチック製品の利用削減を啓発するブースを設置し、運営すること。ブース設置については各大学と、啓発内容については県と調整・協議のうえ実施すること。
- ・リユース食器を適切に返却したブース来場者にはグッズをプレゼントすること。グッズは当事業の趣旨に沿ったもの企画・提案すること。(想定個数：1,000個)
- ・イベントを実施するために必要な会場設営、会場サイン、会場スタッフの手配、進行管理等開催に係る一切の業務を行うこと。

### (3) 成果物の提出

- ・(1)(2)で作成した啓発資材・グッズ(委託業務完了時の在庫分)

## 6 事業計画書及び報告書の提出

- ・受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに県と協議を行い、内容を決定し、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して県に提出すること。
- ・委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し県の検査を受けること。
- ・県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は

報告を求めることが出来る。

- ・ 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 7 留意事項

- ・ 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、県と協議を重ねながら適切に履行すること。
- ・ 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。
- ・ 本業務により制作された成果品の一切の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)は、完了検査をもって全て県に移転する。
- ・ 成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託金額に含むものとする。
- ・ 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- ・ 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・ 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む)において解決すること。
- ・ 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- ・ 本業務の成果品に対する瑕疵の取扱いについては、受託者の瑕疵担保責任期間を契約満了後1年間とする。
- ・ 各業務に係る撮影、編集、作成、報告等の一切の経費は委託金額に含むものとする。

## 8 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議のうえ、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上必要と思われるものについては本業務とする。